

# 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

〔平成18年4月1日〕  
規程第3号

改正 平成21年4月1日規程第5号  
平成24年4月1日規程第1号  
平成25年1月1日規程第2号  
平成26年4月1日規程第3号  
平成27年5月1日規程第8号  
平成29年4月1日規程第4号  
平成29年8月1日規程第6号  
令和元年9月2日規程第5号  
令和3年7月12日規程第2号  
令和4年11月30日規程第4号  
令和5年11月15日規程第6号  
令和6年2月8日規程第2号  
令和6年5月10日規程第6号

この運営規程において、魚沼地域特別養護老人ホーム組合が開設する魚沼地域特別養護老人ホーム八色園（以下「事業所」という。）において行う短期入所生活介護の事業及び介護予防短期入所生活介護の事業の適切な運営を確保するため、人員、設備及び運営等に関する事項を定める。

## （事業所の目的）

- 第1条 要介護者に対し、適正な短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。
- 2 要支援者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護サービス（以下「介護予防短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。

## （短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの運営の方針）

第2条 短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
  - (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の対場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとする。
  - (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、保険医療機関及び地域の保健・医療・福祉サービス事業者との連携を図り、協力と理解を得ながら総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 介護予防短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。
- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練により、利

用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所サービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、保険医療機関及び地域の保健・医療・福祉サービス事業者との連携を図り、協力と理解を得ながら総合的なサービスの提供に努めるものとする。

**(短期入所サービスと介護予防短期入所サービスの一体的運営)**

第3条 短期入所サービスと介護予防短期入所サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

**(事業所の名称)**

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 魚沼地域特別養護老人ホーム「八色園」

(2) 事業所の所在地 新潟県南魚沼市浦佐4059番地1

**(利用者の定員、ユニットの数及びユニットごとの利用者の定員)**

第5条 事業所の利用者の定員は、20人とする。

2 前項のほか、本体の特別養護老人ホームに空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な場合は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに利用できるものとする。

3 居室は全室個室とし、定員を1人とする。

4 事業所のユニットの数及びユニットごとの利用者の定員は、次のとおりとする。

(1) ユニット数 2ユニット（うち1ユニットは特養入居者との混合ユニット）

(2) ユニットごとの利用者の定員 12人

**(職員の職種、員数及び職務内容)**

第6条 八色園に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(特別養護老人ホーム100名、併設短期入所生活介護20名、計120名に対する職員配置)

1. 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区 分			
		常 勤		非常勤	
		専 従	兼 務	専 従	兼 務
施設長兼管理者	1		1		
生活相談員	2	2			
介護職員	55	32		23	
看護職員	6	4		1	1
機能訓練指導員	3	1		1	1
介護支援専門員	1	1			
医 師	3				3
管理栄養士	1	1			

2. 主な職員の職務内容

従業者の職種	職 務 内 容
--------	---------

管理者	所属職員を指揮監督し、施設サービス等の利用の申込に係る調整業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なうとともに、職員に新潟県条例で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
生活相談員	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
介護職員	日常生活における利用者の介助・介護に関すること。 利用者の食事、排泄、入浴に関すること 私物の整理及び管理に関すること。 利用者の生活記録に関すること。 居室の火気取り締まりに関すること。
看護職員	利用者の保健・衛生・看護、身体状況に関すること。 定期健康診断に関すること。 薬品の検収発注保管管理に関すること。 ホーム内外の衛生消毒等に関すること。
機能訓練指導員	利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善、又はその減退を防止するための訓練に関すること。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成及び管理に関すること。 要介護認定調査に関すること。
医師	利用者及び職員の健康管理に関すること。
管理栄養士	利用者の栄養や心身の状況を及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。
その他職員	事業所の運営上必要な職員を置くものとする。

### (短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの内容)

第7条 短期入所サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 短期入所サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとする。
- (2) 短期入所サービスは、居宅介護支援事業所等と連携をとること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 職員は、短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 事業所は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する

行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (5) 事業所は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 2 介護予防短期入所サービスの内容は次のとおりとし、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。
- (1) 介護予防短期入所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 介護予防短期入所サービスは、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める
- (4) 職員は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 事業所は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業所は、自らその提供する介護予防短期入所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

#### **(利用料及びその他の費用の額)**

第8条 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

1日当たり 1,650円

ただし、朝食４７０円、昼食５９０円、夕食５９０円とし、１食単位で費用の支払いを受けるものとする。

(2) 滞在に要する費用

１日当たり ２，０６６円

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

実費

(4) 理美容代

利用された理美容店の料金

(5) 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

ア 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用

実費

イ 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る費用

実費

3 前第１項及び第２項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、第２項第１号及び第２号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。

4 第２項第１号及び第２号の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

**(通常を送迎の実施地域)**

第９条 通常を送迎の実施地域は次のとおりとする。

南魚沼市

2 通常の実施地域以外においても必要に応じて利用者またはその家族の心身の状況及び置かれている環境等を勘案して実施することとする。

**(サービス利用に当たっての留意事項)**

第１０条 事業所を利用する者は次の事項に留意しなければならない

(1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。

(2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 利用者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。

(4) 利用者が外出しようとするときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(5) 利用者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。

(6) 利用者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することが出来る。

**(緊急時の対応)**

第１１条 職員は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供を行っているとき

に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治の医師等に連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講ずることとする。

2 職員は、前項について処置したときは、速やかに管理者及び主治の医師等に報告する。

#### **(非常災害対策)**

第12条 事業所は、自然災害、火災、その他の防災対策については、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2 前項の実施について、年二回以上の避難訓練及び消火訓練を実施することとする。

#### **(衛生管理等)**

第13条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

#### **(秘密の保持)**

第14条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

#### **(苦情等への対応)**

第15条 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

#### **(地域との連携)**

第16条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

### **(事故発生時の対応)**

第17条 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 事業所は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

### **(虐待の防止のための措置)**

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

### **(職員の研修)**

第19条 事業所は、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年3回以上実施

### **(委任事項)**

第20条 この規程以外の入居に関する事項については、サービス契約書、重要事項説明書に基づいて履行されなければならない。

2 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、魚沼地域特別養護老人ホーム組合管理者が別に定める。

### **附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年8月1日から施行する。